

次世代育成対策推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員の仕事と子育ての両立の推進に関する法律第 12 条に基づき、次の通り一般事業主行動計画を策定する。

1. 計画期間 : 2025 年 4 月 1 日～2030 年 3 月 31 日

2. 内 容 :

目標 1：計画期間における男性の育児休業取得率を 50%以上とする。

<対策>

- ・子が生まれた男性社員へ個別に育児休業制度に関する周知を行い、取得を促進する。
- ・子育てを行う社員のみならず全ての社員へ両立支援に対する意識を醸成する研修を検討する。
- ・社内イントラにて育児休業制度に関する問合せや相談窓口を設置し、最新情報を適宜公表するよう検討する。

目標 2：年間時間外労働 360 時間超過者を 5%以下にする。

<対策>

- ・DX・AI・RPA の導入を検討し、人件費の削減や煩雑な業務の効率化を図る。
- ・勤怠システムを活用し、労働基準法に基づいた適切な勤務時間の管理を行う。
- ・振替代替休日の利用に関する周知を各部署へ行い、取得を促進する。
- ・時間外労働を一定時間超過した社員の部門へ是正勧告を行い、当該部門より改善案を報告させる。

3. 状況把握 : 男性労働者の育児休業等の取得率

区分	2024 年度
対象者数	9 人
取得者数	1 人
取得率	11.1%